

保安基準適合検討書

基準条項	項目	検討結果	備考

注：改造自動車について、改造部分及び改造により影響を及ぼす部分が保安基準の規定に適合しているかどうかを検討した結果を記載すること。なお、本様式は適宜変更することができる。

電気装置の要目表（電動機関係）

電動機	取付位置及び個数	
	種類	
	定格電圧 V	
	最高出力/回転速度 kW/rpm	
	定格出力/回転速度 kW/rpm	
	最大トルク/回転速度 N・m/rpm	
	冷却方式	
制御装置	形式	
	制御方式	
	作動電圧 V	
原動機用電池	種類・形式	
	モジュール容量・電圧 A・h (HR)・V	
	モジュール搭載個数 個	
	パック総電圧・総電力容量 V・kWh	
	総重量	
	その他	
充電器	設置形式	
	充電制御方式	
	充電器の入力電源（電圧・電流）	
過電流保護装置		
誤発進防止装置		
シフトレバー後退位置警報装置		
主変速機		

※項目以外は、適宜様式を変更することができる。

◎記載要領

【電動機】

取付位置及び個数；前・後・床下・前車軸・後車軸等の区別を記入する。  
 種類；電動機の種類を一般に理解できる名称で記入する。（例：直流直巻電動機、三相交流誘導電動機）  
 定格電圧；電動機の製作者が公表している定格電圧を記入する。  
 最高出力；電動機の製作者が公表している最高出力を記入する。  
 定格出力；電動機の製作者が公表している定格出力を整数位まで記入する。  
 最大トルク；電動機の製作者が公表している最大トルクを整数位（小数点切り捨て）まで記入する。単位がkgfの場合は（ ）で付記する。  
 冷却方式；自然空冷・強制空冷・液冷等を記入する。備えない場合は「-」と記入する。

【制御装置（スピードコントローラ）】

形式；制御装置の特徴をとらえ一般にわかりやすい用語を記入する。（製作者が呼称する形式でもよい）  
 制御方法；制御方法が一般にわかりやすい用語で記入する。  
 作動電圧；制御装置の製作者が公表している作動電圧を記入する。

【原動機用電池】

種類・形式；種類は電池の反応物質名を用いた名称を記入する。形式は一般に用いられる形式名称を記入する。  
 形式名称が不明な場合は「-」と記入する。  
 モジュール容量・電圧；単位電池の定格容量・定格電圧を記入する。容量については、基準となる時間率を（ ）で付記する。  
 モジュール搭載個数；車両に搭載している単一の原動機用電池の個数を記入する。  
 パック総電圧・総電力容量；車両に搭載している原動機用電池の定格総電圧・総電力容量を記入する。  
 総重量；原動機用蓄電池の総質量を記入する。単位はkgとし整数位（小数点切り捨て）まで記入する。  
 その他；電池管理システム等のモジュールを備えている場合はその旨記入する。

【充電器】

設置形式；車載・別置・携帯の区別を記入する。  
 充電制御方式；充電の際の電流、電圧の制御方式を記入する。  
 充電器の入力電源；充電電源の公称電圧、最大電流を記入する。  
 過電流保護装置；過電流保護デバイス名（サーキットブレーカ・ヒューズ）を記入する。  
 誤発進防止装置；機能が備えられていればその名称を記入する。備えていない場合は「-」と記入する。  
 シフトレバー後退位置警報装置；機能が備えられていればその名称を記入する。備えていない場合は「-」と記入する。  
 主変速機；標準車の変速機を流用する場合は、その変速段数を記入する。

## 複数台数届出書（変更届出書）

軽自動車検査協会

殿

平成 年 月 日

（届出者の氏名又は名称）

印

次の事項を遵守するので、下記による複数台数届出の扱いを願い出ます。

1. 改造自動車審査結果通知書等の写しを発行する際には、第5-1号様式を参考とした管理台帳を作成し、適切な管理を行います。  
なお、当該管理台帳は当該通知書等の決裁日から起算して10年間保存するとともに、提示等が必要な場合には速やかに対応します。
2. 複数台数届出に係る型式内の類別（類別区分番号）又は車両仕様について、追加等の変更が必要な場合には、改めて改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を提出することとします。
3. 使用する印鑑を変更する場合には、改造自動車審査結果通知書等の交付を受けた事務所等に、変更届出書及び当該通知書等の写しを提出します。  
なお、当該変更届出書が受理されるまでの間は、当該通知書等の写しは発行しません。

### 記

(1) 届出の種類（該当する□にチェック）

- ① (2)に記載する車台番号（又は車名、型式及び限定する類別等）の複数台数の自動車について届出します。  
なお、現車審査の際は、改造自動車審査結果通知書等の写しに管理番号及び原本と相違ないことを証明する旨を記載して押印します。
- ② (2)に記載する車台番号（又は車名、型式及び限定する類別等）の複数台数の自動車について届出します。  
なお、現車審査の際は、改造自動車審査結果通知書等の原本を提示します。
- ③ ①の際に使用する印鑑を変更するので届出します。  
（改造自動車審査結果通知書の番号： ）

(2) 車台番号（又は車名、型式及び限定する類別等）

(3) (1) ①の記載の内容等

- ① 管理番号及び原本と相違ないことを証明する旨の記載の内容

- ② 記載する位置

③使用する印鑑の印影

③使用する印鑑の印影
------------

